

主権免除法制の整備に関する要綱案第1次案

目 次

第 1	総則	1
1	適用範囲（条約第 1 条関係）	1
2	定義（条約第 2 条関係）	1
第 2	外国等の裁判権からの免除の原則（条約第 5 条及び第 6 条関係）	-- 1
第 3	裁判権から免除されない場合	2
1	外国等の同意（条約第 7 条関係）	2
2	同意の擬制①（条約第 8 条関係）	2
3	同意の擬制②（条約第 9 条関係）	3
4	私法上の取引（条約第 10 条関係）	3
5	労働契約（条約第 11 条関係）	5
6	人の死傷又は有体物の滅失等（条約第 12 条関係）	7
7	動産又は不動産に係る権利利益等（条約第 13 条(a)及び(b)関係）	-- 7
8	財産の管理又は処分に係る権利利益（条約第 13 条(c)関係）	8
9	知的財産権（条約第 14 条関係）	8
10	法人等の構成員としての地位等（条約第 15 条関係）	8
11	船舶（条約第 16 条関係）	9
12	仲裁合意の効力（条約第 17 条関係）	10
第 4	外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する特則	10
1	外国等の同意等（条約第 18 条, 第 19 条(a)及び(b)並びに第 20 条関係）	11
2	〔私法によって規律される用途〕〔主権的目的以外の目的〕のみに使用される財産等（条約第 19 条(c)及び第 21 条(1(c))を除く。）関係）	12
3	外国の中央銀行等の取扱い（条約第 21 条 1(c) 関係）	13
第 5	補則	13
1	訴状等の送達（条約第 22 条関係）	13
2	外国等の不出頭の場合の取扱い（条約第 23 条関係）	14
3	勾引及び過料に関する規定の適用除外（条約第 24 条関係）	15
4	条約等に基づく特権又は免除との関係（条約第 3 条関係）	15

第1 総則

1 適用範囲（条約第1条関係）

この要綱案に基づく法律は、外国等に関し、我が国の裁判権（刑事裁判権を除く。以下同じ。）からの免除について定めるものとする。

2 定義（条約第2条関係）

- (1) この要綱案において「国等」とは、次に掲げるものをいうものとする。
- ア 国及びその政府の機関
 - イ 連邦国家の州その他の国の行政区画であって、主権的な権能の行使としての行為をする資格を有し、かつ、当該資格に基づき行動するもの
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、主権的な権能の行使としての行為をする権限を有する団体（当該権限に基づき行動する場合に限る。）
 - エ アからウまでに掲げるものの代表者であって、その資格に基づき行動するもの
- (2) この要綱案において「外国等」とは、(1)に掲げるもののうち、日本国及び日本国に係るものを除くものをいうものとする。

第2 外国等の裁判権からの免除の原則（条約第5条及び第6条関係）

外国等は、この要綱案に基づく法律に別段の定めがある場合を除き、裁判権から免除されるものとする。

(注) 条約第6条2(b)に対応する規定について

コメンタリーでは、条約第6条2(b)は、英米法系の国で見られる対物訴訟や保全処分又は民事執行の手續が対物的に行われるような制度を念頭に置いたものであると説明されている。

他方、条約第13条(c)は、外国等が、当事者とはなっていない裁判手續においても裁判権から免除されない場合を規定しており、このことから翻って考えると、条約第6条2(b)には、対物訴訟以外のものも含まれると解する余地がある。

そこで、我が国において、要綱案第2とは別に条約第6条2(b)に対応する規定を設けるべきか否かについて検討するに、まず、裁判手續の当事者ではない外国等に対して裁判権を行使することにならず、当該裁判の効力が及ぶものではない場合

は、条約第6条2(b)の対象外であると考えられる。次に、裁判手続の当事者となっていない外国等に当該裁判の効力が及ぶ場合であるが、そのような場合であっても、直ちに外国等の権利利益等に影響を及ぼすものとはいえ、条約第6条2(b)に該当しないと解されるか、条約第6条2(b)に該当するとしても非免除事由に該当し、結果的に条約第6条2(b)に該当しない場合と同じ結論となるような場合がほとんどであり、条約第6条2(b)に該当して裁判権から免除されるという結論になる場合は、あったとしても極めて例外的な場合に限られると考えられる。そして、要綱案第2は、「外国等が裁判手続の当事者となる場合」といったような限定的な表現をしていないので、条約第6条2(b)に該当するような場合が生じたときには、要綱案第2で対処することが可能である。

以上に述べたことからすれば、国内法において、条約第6条2(b)に対応する規定を要綱案第2とは別に設ける必要はないと考えられる。

第3 裁判権から免除されない場合

1 外国等の同意（条約第7条関係）

(1) 外国等は、次のいずれかの方法により、特定の事項又は事件に関して裁判権を行うことに明示的に同意した場合には、当該事項又は事件に関する裁判の手続について、裁判権から免除されないものとする。

ア 条約その他の国際約束

イ 書面による契約

ウ 当該裁判の手続について外国等がした裁判所における陳述又は外国等がした裁判所若しくは相手方に対する書面による通知

(2) 外国等による日本国の法令の適用についての同意は、(1)の同意に該当しないものとする。

2 同意の擬制①（条約第8条関係）

(1) 外国等が次に掲げる行為をした場合には、1(1)の同意があったものとみなすものとする。

ア 訴えの提起その他の裁判手続の開始の申立てをした場合

イ 裁判手続に参加し、又は裁判手続において異議を述べないで本案について弁論若しくは申述をした場合。ただし、当該外国等がこれらの行為をするまでに裁判権からの免除の根拠となる事実を知ることがで

きなかったことを当該事実を知った後遅滞なく証明したときは、この限りでない。

- (2) (1)は、外国等が裁判権からの免除を主張することを目的として裁判手続に参加する場合には、適用しないものとする。
- (3) 口頭弁論期日その他の裁判手続の期日における外国等の不出頭及び外国等の代表者の証人としての出頭は、1(1)の同意とみなさないものとする。

(注) (2)について、条約第8条2(a)のうち、裁判権からの免除を主張することを目的として弁論又は申述した場合は、異議を述べて弁論又は申述したことになるから、そもそも(1)イに該当せず、(2)で規定するまでもなく、裁判権から免除されるという結論が導かれる。したがって、前記の場合を(2)で規定しないこととした。

なお、条約第8条2(b)に対応する文言の要否に関しては、第5回の部会において別途検討する予定である。

3 同意の擬制②（条約第9条関係）

- (1) 外国等が訴えを提起した場合又は当事者として訴訟に参加した場合には、反訴について、1(1)の同意があったものとみなすものとする。
- (2) 外国等が当該外国等を被告とする訴訟において反訴を提起した場合には、本訴についても、1(1)の同意があったものとみなすものとする。

(注) (1)にいう「当事者として訴訟に参加」には、独立当事者参加（民事訴訟法47条）及び共同訴訟参加（同法52条）を含む。

4 私法上の取引（条約第10条関係）

- (1) 外国等は、物品の売買、役務の提供及び金融その他の事項についての私法上の契約又は取引（労働契約を除く。以下単に「私法上の取引」という。）に関する裁判の手続について、裁判権から免除されないものとする。
- (2) (1)は、次に掲げる場合には、適用しないものとする。
 - ア 当該外国等と当該外国等（国以外のものにあつてはそれらが所属する国）の国民又は法人その他の団体との間の私法上の取引である場合

イ 当該外国等と当該外国等以外の国等との間の私法上の取引である場合

ウ 私法上の取引の当事者が明示的に別段の合意をした場合

(注1) "commercial transaction"に対応する国内法の文言について

条約第2条1(c)で説明される"commercial transaction"の内容に照らせば、"commercial"は、商行為に関係するものだけでなく、それより広いものを含む趣旨で用いられているといえる。

しかるに、前記"commercial"に対応する国内法の文言として、「商業上の／商業的」としたのでは、本条約で用いられている"commercial"の概念よりも狭く解されてしまうおそれがある。

そのため、"commercial transaction"に対応する国内法の文言として、前述の"commercial"の概念と乖離せず、かつ最高裁平成18年7月21日判決で用いられた「私法的ないし業務管理的な行為」という文言とも連続する「私法上の取引」という文言を提案してきたところである。もっとも、国内法における文言の選択に当たっては、本条約における"commercial"("commercial transaction", "commercial purpose")という文言の意味や国内法内部における文言の平仄のつけ方等について、もう少し議論を深める必要があり、さらに、そこで得られた理解に基づき、「私法上の」という文言をその意味するところがより明確になるように言い換える必要性が生じる可能性がある（例えば、「私法上の」という文言を「私法によって規律される」とか、「主権的な権能の行使に当たらない」といったような文言へ言い換えることの適否）。そこで、上記の点に関して、要綱案第3の11の(注)と併せて再度御議論いただきたい。なお、文言の選択については、御議論を踏まえ、今後更に検討していくこととしたい。

(注2) 「私法上の取引」について、いわゆる性質説に例外があり得ることは、最高裁平成18年7月21日判決の示すところであり、本条約もそのような例外の余地を認めることを禁じていない。しかしながら、従前の要綱試案第2の4の乙案のもとでは、「私法上の取引」の例示に該当しながらなお「私法上の取引」に当たらないという結論を導くことが文言上難しいのではないかという指摘もあった。そこで、要綱案第2の4では、物品の販売、役務の提供等の事項についての契約又は取引が「私法上の」ものである場合にこれを「私法上の取引」とすることによって、文言上、前述の例外の余地を読み得るようにした。もっとも、例外が認め

られるといっても、その余地は極めて限定的なものであり、安易に目的説的な発想を持ち込むべきではないという点は従前と変わるものではない。

(注3) 従前の要綱試案第9の1に記載されていた外国等の取引の相手方が当該外国等の国民等ではないことという趣旨の要件の部分については、今回(2)の一事由として整理することとした(2)ア参照)。

5 労働契約(条約第11条関係)

(1) 外国等は、日本国内においてその全部又は一部が提供され、又は提供されるべき労務に係る当該外国等と個人との間の労働契約に関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。

(2) (1)は、次に掲げる場合には、適用しないものとする。

ア 労働者が、使用者である外国等(日本国以外の国(以下「外国」という。)の政府の機関にあってはその所属する外国とし、外国及びその政府の機関以外のものにおいてそれらが所属する外国又は連邦国家の州その他の外国の行政区画とする。以下ア、イ(ウ)及びエにおいて同じ。)の安全、外交上の秘密その他の当該外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合(イに掲げる場合を除く。)

イ 労働者が次に掲げる者である場合

(ア) 外交関係に関するウィーン条約第一条(e)に規定する外交官

(イ) 領事関係に関するウィーン条約第一条1(d)に規定する領事官

(ウ) 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において外国等を代表するために雇用されている者

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、外交上の免除を享有する者

ウ 労働者の採否又は再雇用の有無に関する訴え又は申立て(【甲案】金銭の給付を目的とするものを除く。)[【乙案】損害の賠償を求めるものを除く。])である場合

エ 解雇その他の労働契約の終了の効力に関する訴え又は申立て(【甲案】金銭の給付を目的とするものを除く。)[【乙案】損害の賠償を求めるものを除く。])であって、当該訴え又は申立てに係る裁判手續が使用者である外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあると当

該外国等の元首，政府の長又は外務大臣が認めるものである場合
オ 訴えの提起その他の裁判手続が開始された時において，労働者が使用者である外国等（国以外のものにあつてはそれらが所属する国）の国民である場合。ただし，当該労働者が日本国に通常居住する場合を除く。

カ 労働契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合。ただし，日本国の裁判所〔のみ〕が管轄権を有すべきものと認められるときは，この限りでない。

（注１）（２）ウ及びエのブラケットの文言については，甲案によると，地位確認等の裁判について外国等が裁判権から免除される場合でも，当該外国等が就労を拒否している期間の賃金支払請求についてはこれを認容する判決を出すことが可能となるが，これは当該外国等に現実の雇用を強制する効果があり，賃金支払請求訴訟が繰り返されるようなことがあればなおさらそのような効果が強まって，地位確認等の裁判について外国等が裁判権から免除された趣旨が失われかねないことからすると，乙案の方が望ましいように考えられるがどうか。

（注２）（２）カのただし書について

条約第 11 条 2（f）ただし書は，裁判手続の対象となる事項について，日本の裁判所に"exclusive jurisdiction"を認める"public policy"があると認められるときは，これに反する当事者間の別段の合意（典型例としては，①日本の国際裁判管轄を認めないとする合意と，②日本の裁判権から免除されるとする合意とが考えられる。）は，効力を有しないとすものである。

"exclusive jurisdiction"については，（1）文字どおり日本にのみ管轄が認められる場合を指すものとする解釈と，（2）労働契約においては，当事者間の合意を一切排除して一国にのみ管轄を認めるとする"public policy"があるとは想定し難いから，ブリュッセル I 規則等で定める方法（労働者の住所地又は労務給付地に裁判管轄を認めた上で，これに反する当事者間の合意は，一定の要件を満たす場合にのみ有効とする。労働者保護の観点から，いわゆる片面的な専属管轄を定めたもの。）もこれに含まれると解して，ここにいう"exclusive jurisdiction"とは，日本の裁判所の管轄権を排除することが許されない場合を指すものとする解釈とが考えられる。前者の解釈に立つ場合には，ブラケット内の文言が必要になる。

次に，"public policy"については，本条約の 1983 年段階の条文草案では"the law

of the State of the forum"という文言であったものが、労働者保護のための種々の法規範、ある種の"public policy"ともいえるものについては、なお適用されるべきであるとの議論がされた後、"any considerations of public policy"に変更されたものである。したがって、ここにいう"public policy"は、明文の強行規定に加えて、これと同視される判例実務や慣習法等も含む広い概念であると解される。

以上を踏まえて、(2)カのただし書の要否につき検討すると、現在、我が国には労働事件に関して専属的な管轄を定める明文規定は存在しないが、労働事件について、労働者保護の見地から、解釈上我が国〔のみ〕が管轄権を有すべきものとする公序があるとされる場合もあり得るところ、管轄に関する公序違反を理由として①日本に国際裁判管轄を認めない当事者間の合意を無効とするのは民法90条からも導き得る効果であると思われるが、②外国等が日本の裁判権から免除される旨の当事者間の合意をも無効とする効果を民法90条から直ちに導けるかについては必ずしも明らかではないので、明文規定を設けないと、本条約を担保していないと指摘されるおそれがある。そこで、国内法においても、前記ただし書に対応する規定を設けておく必要があると考えられる（なお、規定の表現振りについては、今後更に検討していくこととしたい。）。

6 人の死傷又は有体物の滅失等（条約第12条関係）

外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくははき損が、当該外国等に責任があると主張される行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為を行った者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害又は損失の金銭によるてん補に関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。

7 動産又は不動産に係る権利利益等（条約第13条(a)及び(b)関係）

(1) 外国等は、日本国内にある不動産に係る次に掲げるものに関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。

ア 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用

イ 当該外国等の権利若しくは利益又は当該外国等による占有若しくは使用から生ずる当該外国等の義務

- (2) 外国等は、相続、贈与又は無主物の取得によって生ずる動産又は不動産に係る当該外国等の権利又は利益に関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。

(注) 条約第13条(c)は財産の管理又は処分に係る(外国等の)権利又は利益に関する裁判の手續の規定であり、動産又は不動産に関する裁判の手續とは性質が異なるものであるから、本要綱案においては、別建て(8参照)とすることとした。

8 財産の管理又は処分に係る権利利益(条約第13条(c)関係)

外国等は、信託財産、破産者の財産その他の財産の管理又は処分に係る当該外国等の権利又は利益に関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。

9 知的財産権(条約第14条関係)

外国等は、次に掲げるものに関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。

- (1) 当該外国等が有する知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産をいう。)に関して日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利((2)において「知的財産権」という。)の存否、効力、帰属又は内容
- (2) 他の者が有する知的財産権に対して当該外国等が日本国内においてしたものと主張される侵害

10 法人等の構成員としての地位等(条約第15条関係)

- (1) 外国等は、法人その他の団体であって次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当するもの((2)において「法人等」という。)の社員その他の構成員である場合にその地位又はその地位に基づく権利若しくは義務に関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。
- ア 当該団体が国等又は国際機関以外の社員その他の構成員を有すること。
- イ 当該団体が、日本国の法令に基づいて設立されたこと、又は日本国

内に主たる事務所若しくは営業所を有すること。

- (2) (1)は、当該裁判の手續に係る当事者間に当該外国等が裁判権から免除される旨の書面による合意がある場合、又は法人等の定款、規約その他これらに類するものにその旨の定めがある場合には、適用しないものとする。

(注) (1)について、従前の要綱試案第14のブラケットの文言（「であつて、当該外国等と法人等又は法人等の他の構成員との間の関係に関するもの」）については、条約第15条1の「参加に関する訴訟手續」を国内法において、「社員その他の構成員としての地位又はその地位に基づく権利若しくは義務に関する裁判手續」と表現すれば、要綱試案第14の前記ブラケット内の文言に相当する部分も含意され、重ねてブラケット内の文言を入れる必要はないものと考えられることから削除した。

1 1 船舶（条約第16条関係）

- (1) 船舶を所有し又は運航する外国等は、紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が〔私法によって規律される用途〕〔主権的目的以外の目的〕〔商業的目的〕で使用されていた場合には、当該船舶の運航に関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。
- (2) (1)は、当該船舶が軍艦又は軍の支援船である場合には、適用しないものとする。
- (3) 船舶を所有し又は運航する外国等は、紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が〔私法によって規律される用途〕〔主権的目的以外の目的〕〔商業的目的〕で使用されていた場合には、当該船舶による貨物の運送に関する裁判の手續について、裁判権から免除されないものとする。
- (4) (3)は、軍艦又は軍の支援船により運送されていた貨物又は国等が所有し、かつ、〔私法によって規律される用途以外の用途〕〔主権的目的〕〔非商業的目的〕のみに使用され、若しくは使用されることが予定されている貨物については、適用しないものとする。

(注) "(non-)commercial purpose"に対応する国内法の文言について(要綱案第4の2と共通)

従前の本部会における議論では、①同一法典において同趣旨の意味を有するものについては同一の文言を使用すべきであるとする意見と、②船舶の分野においては、国連海洋法条約等の文言と平仄を合わせるべきであるとする意見とがあった。

第3の11の1つ目のブラケット(第4の2の1つ目のブラケット)は、①の立場に立ちつつ、第3の4で「私法」という文言を用いているので、第3の11及び第4の2でも「私法」という文言を用いようとするものである。第3の11の3つ目のブラケットは、②の立場に立つものでもある。これらに対し、第3の11の2つ目のブラケット(第4の2の2つ目のブラケット)は、"commercial"に対応する国内法の文言について統一を図るのではなく、"commercial transaction"と"(non-)commercial purpose"との2つに分けて考え、後者について国内法の文言の統一を図ろうとする提案である。

第3の4の(注1)でも言及したとおり、国内法における文言の選択に当たっては、本条約における"commercial"("commercial transaction", "commercial purpose")という文言の意味の理解等が重要になると考えられるため、第3の4の(注1)と併せて御議論いただきたい。

1.2 仲裁合意の効力(条約第17条関係)

外国等は、当該外国等(国以外のものにあつてはそれらが所属する国)以外の国の国民又は法人その他の団体との間で私法上の取引に関し書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。)による仲裁合意をした場合には、当該仲裁合意の存否若しくは効力又は当該仲裁合意に基づく仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、裁判権から免除されないものとする。ただし、当事者間に別段の合意がある場合には、この限りでないものとする。

(注) 本部会での指摘を踏まえて、仲裁合意の存否又は効力に関して裁判所が行う手続についても適用範囲に含まれることを明確にした。

第4 外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する特則

1 外国等の同意等（条約第18条、第19条（a）及び（b）並びに第20条関係）

- (1) 外国等は、次のいずれかの方法により、その財産に対して保全処分又は民事執行をすることに明示的に同意した場合には、当該保全処分又は民事執行の手續について、裁判権から免除されないものとする。
- ア 条約その他の国際約束
 - イ 仲裁に関する合意
 - ウ 書面による契約
 - エ 当該保全処分又は民事執行の手續について外国等がした裁判所における陳述又は外国等がした裁判所若しくは相手方に対する書面による通知（当該通知にあつては、当該裁判手續に係る紛争が生じた後にされたものに限る。）
- (2) 外国等は、保全処分又は民事執行の目的を達することができるように担保の提供その他の財産の指定をしたときは、当該財産に対する当該保全処分又は民事執行の手續について、裁判権から免除されないものとする。
- (3) 第3の1(1)の同意は、(1)の同意に該当しないものとする。

(注1) (1)イについて、本部会において、条約第18条(第19条)(a)(ii)の"arbitration agreement"に対応する文言として、「仲裁合意」とすべきであるとの意見があった。しかし、条約第18条(第19条)(a)柱書が"the State has expressly consented to the taking of such measures as indicated"と規定し、同(ii)がそのうちの1つとして、"by an arbitration agreement"を掲げていることからすれば、同(ii)は、"arbitration agreement"がある場合に外国等がその財産に対する保全処分又は民事執行に対して明示的に同意したものと擬制する趣旨ではなく、外国等が当該保全処分又は民事執行に明示的に同意する方法として、"arbitration agreement"を規定しているにすぎないと考えられる。そして、日本法等において「仲裁合意」は、一般に当事者間における一定の法律上の紛争の解決を私人である第三者に委ね、その判断に服する旨の合意をいうとされているので、前述の同意は「仲裁合意」に付随してされることが通常であると思われるが、「仲裁合意」そのものとは言い難いと思われる。そこで、条約第18条(第19条)(a)(ii)の"arbitration agreement"に対応する文言とし

ては、「仲裁に関する合意」とすることが適当と考えられる。

ちなみに、米国の主権免除法は、1988年改正により挿入された第1610条a(6)において、仲裁合意があった場合には仲裁判断に基づく執行から免除されない旨を明文で規定している。しかしながら、そもそも第1610条aは、商業活動のために使用される外国財産についての執行免除を定めているにすぎないから要綱案第4の1及び2による規律によった場合と結論的には大差ないと思われる。また、英国の国家免除法及び豪州の国家免除法は、仲裁判断に基づく執行について原則的に免除するが(英13条(2)(b)、豪30条)、商業目的で使用される財産等に対する執行については非免除としており(英13条(4)、豪32条(1))、仲裁合意が直ちに仲裁判断に基づく執行免除の放棄を意味するとは解していないことがうかがわれる。この他、欧州国家免除条約では、執行について原則として免除される旨の規定(第23条)が、「判決の効果(Effect of Judgement)」という章に置かれ、同条約のコメンタリーによると、仲裁判断に基づく執行は同条の規律するところではないと解説されており、仲裁合意が仲裁判断に基づく執行の免除放棄の意味も持つかという点について同条約は態度決定をしていない。

(注2) (2)について、従前の要綱試案第17の2では、条約第18条(第19条)(b)の"has allocated or earmarked property for the satisfaction of the claim which is the object of that proceeding"に対応する文言として、「保全処分又は民事執行の目的を達することができるようにその財産を担保に供し、又は分別して管理した」としていた。しかし、"earmark"は分別管理を意味するとされているが"allocate"に対応するものが担保の提供だけであると断定することも難しいと思われたため、両者をあわせて「財産の指定」という文言をあて、その例示として「担保の提供」を挙げることにした。

(2)に当たる例としては、外国等がその債務を担保するために所有土地に抵当権を設定した場合における当該抵当権の実行手続、外国等の財産に対する強制執行の手続における審尋期日において外国等が執行債権を満足させるために当該手続の対象となった財産とは別の財産を指定した場合における当該指定に係る財産に対する強制執行手続が挙げられる。

2 【私法によって規律される用途】【主権的目的以外の目的】のみに使用される財産等(条約第19条(c)及び第21条(1(c))を除く。)関係

(1) 外国等は、その財産であって、当該外国等により【私法によって規

律される用途〕〔主権的目的以外の目的〕のみに使用され、又は使用されることが予定されているものに対する民事執行の手續について、裁判権から免除されないものとする。

- (2) (1)は、次に掲げる外国等の財産については、適用しないものとする。
- ア 外交使節団，領事機関，特別使節団，国際機関に派遣されている使節団又は国際機関の内部機関若しくは国際会議に派遣されている代表団の任務の遂行のために使用され、又は使用されることが予定されている財産
 - イ 軍事的性質を有する財産又は軍事任務の遂行のために使用され、若しくは使用されることが予定されている財産
 - ウ 次に掲げる財産であつて、販売されておらず、かつ、販売されることが予定されていないもの
 - (ア) 当該外国等（国以外のものにあつては、それらが所属する国）の文化遺産又はその管理する公文書その他の記録
 - (イ) 科学的，文化的又は歴史的意義を有する展示物
- (3) (2)は、1 (1)及び(2)の適用を妨げない。

(注1) "(non-)commercial purpose"に対応する国内法の文言については、第3の11の(注)を参照のこと。

(注2) (1)に当たる外国等の財産としては、外国等が所有する商船であつて我が国の港に寄港中のもの、外国等が賃貸して賃料を得ている不動産であつて我が国に所在するもの、外国等が売却目的で我が国に持ち込んだ美術品等が考えられる。

3 外国の中央銀行等の取扱い（条約第21条1(c)関係）

外国の中央銀行又はこれに準ずるものは、第1の2(2)に該当しない場合であっても、第2（外国等の財産に対する保全処分及び民事執行に関する部分に限る。）並びに第4の1(1)及び(2)の適用については、外国等とみなし、その財産は、第4の2(1)の適用については、同(1)の財産に該当しないものとみなすものとする。

第5 補則

1 訴状等の送達（条約第22条関係）

- (1) 外国等に対する訴状その他これに類する文書及び最初の期日の呼出状（以下1及び2(1)において「訴状等」という。）の送達は、次に掲げる方法のいずれかによってするものとする。
 - ア 条約その他の国際約束で定める方法
 - イ アの方法がない場合には、次の(ア)又は(イ)に掲げる方法
 - (ア) 当該外国等に対して外交上の経路を通じてする方法
 - (イ) 当該外国等が受け入れるその他の方法。ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定に反しないものに限る。
- (2) (1)イ(ア)による送達をした場合においては、外務省に相当する当該外国等（国以外のものにあつてはそれらが所属する国）の機関〔当局〕が訴状等を受領した時に、送達があつたものとみなすものとする。
- (3) 外国等は、異議を述べないで本案について弁論又は申述をしたときは、訴状等の送達の方法について異議を述べる権利を失うものとする。
- (4) (1)及び(2)のほか、訴状等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

(注) 翻訳文に関する規定（条約第22条3に対応する規定）は、最高裁判所規則に委任するものとする。ここで、条約第22条3の「必要な場合」とは、翻訳文添付が客観的事実から必要とされる場合、すなわち、当該外国等が日本語以外の公用語を用いており、日本語を理解しないであろうと考えられる場合が該当すると解される。

2 外国等の不出頭の場合の取扱い（条約第23条関係）

- (1) 外国等が口頭弁論の期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しない場合における当該外国等に対する請求を認容する判決の言渡しは、訴状等の送達があつた日又は上記1(2)により送達があつたものとみなされる日から4箇月を経過しなければすることができないものとする。
- (2) 1(1)及び(2)は、(1)の判決についての判決書又は民事訴訟法第254条第2項の調書（(3)及び(4)において「判決書等」という。）の当該外国等に対する送達について準用するものとする。
- (3) (2)のほか、判決書等の送達に関し必要な事項は、最高裁判所規則で

定めるものとする。

- (4) (1)の判決に対して外国等がする上訴又は異議の申立ては、民事訴訟法第285条本文（同法第313条で準用する場合を含む。）又は第357条本文（同法第367条第2項で準用する場合を含む。）若しくは第378条第1項本文の規定にかかわらず、判決書等の送達があった日又は(2)において準用する1(2)により送達があったものとみなされる日から4箇月の不変期間内に提起しなければならないものとする。

(注) (4)については、本部会での指摘を踏まえ、控訴以外に、上告、手形訴訟、小切手訴訟、少額訴訟における異議の申立てについても不服申立期間の特例を定めるものとしたものである。

3 勾引及び過料に関する規定の適用除外（条約第24条関係）

裁判手続に関して特定の行為を命じ、又は禁止する裁判所の命令に従わないことを理由とする勾引及び過料に関する規定は、外国等については、適用しないものとする。

4 条約等に基づく特権又は免除との関係（条約第3条関係）

この要綱案に基づく法律は、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が有する特権又は免除に影響を及ぼさないものとする。

(注) 第5の4は確認的な規定であるところ、条約又は確立された国際法規に基づき外国等が特権又は免除を享有する場合は、従前の要綱試案で掲げていた4つの場合に限定されるものではないと考えられるので、上記のような表現とすることを提案するものである。